

年金の受給

年金を受けるための手続き

全ての年金は、年金の受給条件を満たしている方が、年金の給付を請求(裁定請求)しなければ受給することができません。

請求手続きの方法や請求に必要なものは、年金の種類、年金加入状況によって異なりますので、下の表によりそれぞれの請求先にご相談ください。

また、区役所での障害基礎年金の申請に関する相談の事前予約ができるようになりました。ご予約いただくと待たずに相談できますので、事前にお住まいの区の区役所年金係へお電話でお申し込みください。

なお、裁定請求の受付後、支給の決定および支給事務は日本年金機構(年金事務所)が行います(共済年金は各共済組合が行います)。

年金の種類	年金加入状況	請求手続き先
老齢基礎年金 (17ページ)	・ 加入期間が第1号被保険者期間のみの方	区役所または年金事務所
	・ 厚生年金、共済組合加入期間がある方 ・ 第3号被保険者期間がある方	年金事務所または加入していた共済組合
障害基礎年金 (21ページ)	・ 初診日(21ページ)が20歳前にある方(初診日が厚生年金または共済組合加入期間中にある方を除く。) ・ 初診日が第1号被保険者期間中にある方 ・ 初診日が60歳から65歳未満の被保険者でない期間中にある方	区役所または年金事務所
	・ 初診日が厚生年金加入期間中にある方	年金事務所
	・ 初診日が共済組合加入期間中にある方	加入していた共済組合
	・ 初診日が第3号被保険者期間中にある方	年金事務所
遺族基礎年金 (23ページ)	・ 第1号被保険者の方が死亡した場合 ・ 60歳から65歳未満の期間に死亡した場合	区役所または年金事務所
	・ 厚生年金または共済組合加入中、または第3号被保険者の方が死亡した場合 ・ 死亡した方が厚生年金・共済年金の受給資格を満たしていた場合など、遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権がある場合	年金事務所または加入していた共済組合
寡婦年金 (25ページ)		区役所または年金事務所
死亡一時金 (26ページ)		区役所または年金事務所

● 厚生年金については年金事務所(34ページ)へお問い合わせください。

● 共済年金については各共済組合(35ページ)へお問い合わせください。

年金を受けられる期間・振込日

年金は、受給権を取得した月の翌月分から、受給権を失った月の分まで支給されます。老齢基礎年金の場合では、通常は、65歳になった月の翌月の分から支給が始まり、亡くなった月の分までを受けられることになります。

年金の支給は年6回、偶数月の15日に、それぞれ前2カ月分が振り込まれます。振込日が土・日・祝日のときは、直前の平日に振り込まれます。

■ 令和6年度分振込日

支払対象月	支払月	振込日
4月分・5月分	6月	令和6年6月14日
6月分・7月分	8月	令和6年8月15日
8月分・9月分	10月	令和6年10月15日
10月分・11月分	12月	令和6年12月13日
12月分・1月分	2月	令和7年2月14日
2月分・3月分	4月	令和7年4月15日

年金受給者の主な手続き

住所が変わったとき

年金事務所または街角の年金相談センター(33、34ページ)で手続きを行います。日本年金機構にマイナンバーが収録されていると、住所変更の手続きが不要になる場合もありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

年金の受取口座を変更したいとき

年金事務所または街角の年金相談センター(33、34ページ)で手続きを行います。新しく年金を受け取る金融機関の口座番号などを確認する必要がありますので、年金を受け取りたい金融機関または年金事務所にお問い合わせください。

受給者の方が亡くなったとき

亡くなった方にまだ受け取っていない年金があったときは、亡くなった方と生計を同じくしていた次のいずれかの遺族の方が、未支給分の年金を受け取る手続きを行います。

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦それ以外の三親等内の親族(受給の優先順位はこの番号の順)

障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受けていた方が亡くなった場合は、請求する遺族の方のお住まいの区の区役所年金係で手続きを行います。それ以外の年金を受けていた場合は、年金事務所(34ページ)にお問い合わせください。

未支給分の請求がないときは、年金用の死亡の届け出を行いますが、日本年金機構にマイナンバーが収録されていると、届け出が不要になる場合があります。

老齢基礎年金

▶ 請求先は15ページをご覧ください。

老齢基礎年金を受けられる方

老齢基礎年金は、原則として**受給資格期間**が10年(120カ月)以上ある方が、65歳になったときから受けられます。

誕生日の前日から請求することができます。

※受給資格を満たしているときは、本人の希望により60歳から75歳までの間で年金を受け始める年齢を変更することができます(19ページ)。

以下の全ての期間を合算したものを**受給資格期間**といいます。

- ①保険料を納めた期間
- ②免除を受けた期間、学生納付特例期間、納付猶予期間
※一部免除を受けた期間は、減額された保険料を納めた期間のみが該当します。
- ③厚生年金・共済組合などの被用者年金の加入期間
- ④第3号被保険者であった期間
- ⑤合算対象期間(カラ期間)

合算対象期間(カラ期間)

老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を計算するときには含めることができるものの、年金額の計算には含まれない期間があります。これを合算対象期間(カラ期間)といい、以下のような期間が合算対象期間となります。

- (1) 昭和61年3月以前で20歳以上60歳未満の次の期間
 - ①厚生年金・共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間
 - ②被用者年金制度の老齢(退職)・障害給付の受給権者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間
 - ③被用者年金制度の遺族給付の受給権者で、国民年金に任意加入していなかった期間
- (2) 平成3年3月以前に20歳以上60歳未満の学生であって、任意加入していなかった期間
- (3) 日本国籍の方で、20歳以上60歳未満の間に海外に居住していて任意加入していなかった期間
- (4) 国民年金に任意加入していた期間で、保険料を納めていなかった期間(60歳未満の期間に限る)

※これ以外にも合算対象期間となる期間がありますので、受給資格期間の確認については年金事務所(34ページ)にお問い合わせください。

年金額はこうして計算されます

老齢基礎年金の年金額は、20歳から60歳までの40年間(480カ月)全ての期間の保険料を納付した場合に**満額**となり、免除期間や未納期間があるとその分が減額されることになります。

■ 年金額 (令和6年度・年額)

$$\begin{array}{rcl} 816,000 \text{ 円} & & \text{保険料納付済月数} \\ & & + \\ \text{【813,700 円】} \times & \text{各保険料免除月数} \times & \text{下記別表乗率} \\ (\text{満額の年金額}) & & 480 \text{ カ月} \end{array}$$

※【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

※一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)の場合は、減額された保険料を納めている月数のみです。

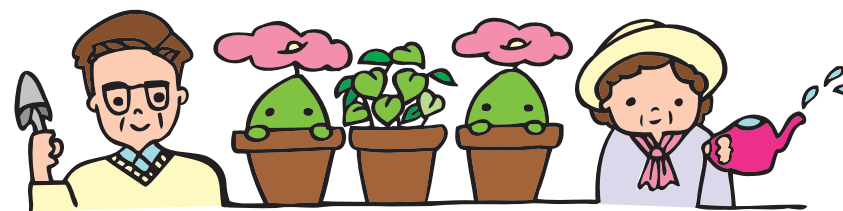
※**付加保険料**(5ページ)を納めた期間のある方は、『200円×付加保険料納付月数』が付加年金(25ページ)として年金額に加算されます。

※厚生年金・共済組合加入者の配偶者で、昭和41年4月1日以前生まれの方には、生年月日に応じた額(振替加算)が加算される場合があります(20ページ)。

※産前産後免除期間は納付済期間に含まれます。

免除期間を老齢基礎年金額に算入する乗率

免除の種類	免除を受けた期間	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
法定免除・全額免除	6分の2	8分の4
4分の3免除(4分の1納付)	6分の3	8分の5
半額免除(2分の1納付)	6分の4	8分の6
4分の1免除(4分の3納付)	6分の5	8分の7



受給の繰上げ・繰下げ

繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができますが、受給資格を満たしているときは、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも、請求した月の翌月分から繰上げて受けることができます。

ただし、年金額は右ページの表のように、繰上げ請求をした時点(月単位)に応じて一生減額されることになります。

繰上げ受給の注意点

- ① 受給する年金額は、一生減額された年金額となります。
- ② 60歳以降の被保険者ではない期間に初診日のある病気やけがで障がいの状態になっても、原則として障害基礎年金は受けられません。
- ③ 60歳以前に初診日のある病気やけがによる障がいについても、障害基礎年金の事後重症請求(21ページ)はできません。
- ④ 寡婦年金は受けられません。
- ⑤ 国民年金の任意加入はできなくなります。
- ⑥ 過去に保険料の免除を受けた期間の追納ができなくなります。
- ⑦ 65歳前に受けている老齢厚生年金などは減額される場合があります。
- ⑧ 遺族厚生年金を受けるようになったときは、65歳になるまではどちらかの年金を選択することになります。65歳以降は減額された老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給されます。

繰下げ受給

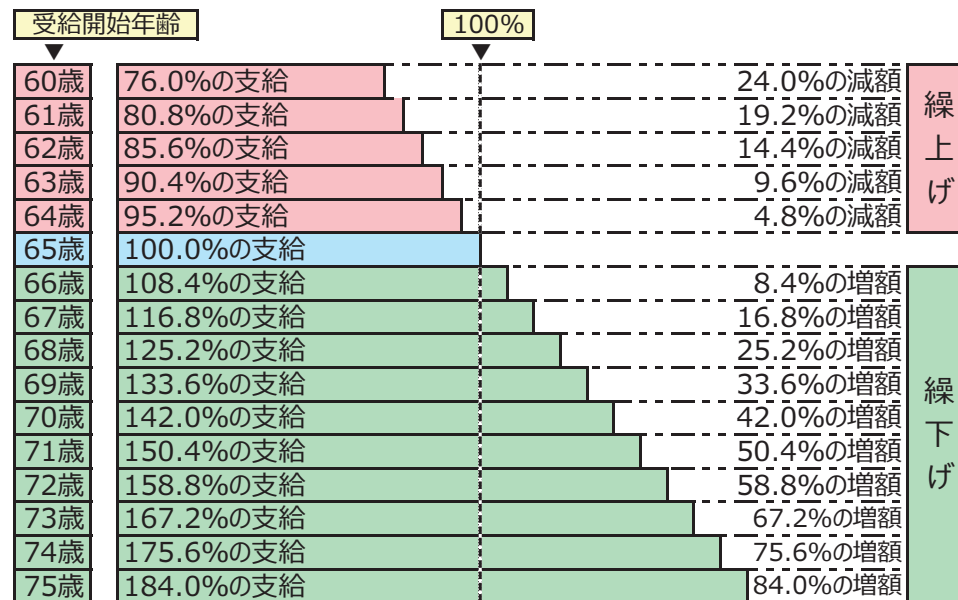
老齢基礎年金は、65歳で請求せずに66歳以降75歳までの間で、申し出た月の翌月分から繰下げて受けることができます。その場合、右ページの表のように繰下げ申し出をした時点に応じて、年金額が一生増額されます。

老齢厚生年金を受けることができる場合は、老齢厚生年金の繰下げもできます。

繰下げ受給の注意点

- ① 75歳を過ぎて請求しても、増額率は増えません。請求が遅れると時効によって受け取れない年金が発生する場合があります。
- ② 他の年金(障害厚生年金や遺族厚生年金など)の受給権発生後は、繰下げ請求はできません。
- ③ 昭和27年4月1日以前生まれの方及び受給権発生日が平成29年3月31日以前の方は、繰り下げ可能な年齢が70歳までとなります。

繰上げ・繰下げ増減表



繰上げ減額率 = 0.4% × 繰り上げる月数

繰下げ増額率 = 0.7% × 繰り下げる月数

※昭和37年4月1日以前生まれの方は、繰上げ減額率が0.5% × 繰り上げる月数となります。

振替加算

次の全ての条件を満たす方が65歳になったとき、振替加算が老齢基礎年金に加算されて支給されます。

振替加算の条件

- ・ 大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれである。
 - ・ 配偶者によって生計を維持している。
 - ・ 配偶者が受けている年金に加給年金分が支給されている（または年金を受ける際に加給年金分が支給される）。
- ※本人が、老齢厚生年金(加入期間が20年以上または生年月日によって15～19年以上あるものに限る)などを受給できる場合は対象外です。
- ※振替加算されると、配偶者に支給されている加給年金は支給されなくなります。
- 振替加算の額は生年月日によって異なります。日本年金機構のホームページ(33ページ)でご確認ください。

障害基礎年金

▶ 請求先は15ページをご覧ください。

障害基礎年金を受けられる方

障害基礎年金は、次の全ての条件を満たす方が受けられます。

①初診日

障がいの原因となった病気やけがの**初診日**が次のいずれかの期間にあること

- ・国民年金加入期間
 - ・20歳前の年金未加入期間
 - ・60歳以上65歳未満の年金未加入期間(国内に住んでいる方のみ)
- ※老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く。

初診日～障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。同一の病気やけがで、複数の病院を受診しているときは、一番初めに医師・歯科医師の診察を受けた日が初診日となります。

※初診日が厚生年金や共済組合加入期間中にある場合は、障害厚生年金が受けられることがありますので、年金事務所・共済組合(34、35ページ)にご相談ください。また、第3号被保険者期間中に初診日がある場合は年金事務所にご相談ください。

※初診日が65歳以上の場合には、障害基礎年金は受けられません。

②保険料の納付

初診日が20歳以降の場合には、次のいずれかの保険料納付要件を満たすこと

- ・初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、加入期間の3分の2以上あること
- ・初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納・滞納がないこと

※初診日が20歳前の場合には保険料の納付要件は必要ありません。

③障がいの程度

障がいの程度が、**障害認定日**(20歳前に初診日のある時は、障害認定日と20歳に達したときのどちらか遅い方の日)に、政令で定められた障害等級表の1級または2級に該当すること

障害認定日～初診日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日

※**事後重症請求**～障害認定日に障がいの程度が軽くても、その後に症状が重くなり65歳になるまでに1級・2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けられることがあります。**その場合、65歳の誕生日の前々日までに請求が必要です。**

※**障害年金の等級は年金制度の等級であり、障がい者手帳などの等級とは異なります。**障がい者手帳などをお持ちの方でも障害年金は受けられない場合があります。

年金額

障害基礎年金の年金額は定額で、次のとおりです。

■年金額(令和6年度・年額)

【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

障がいの程度	年金額
1級	1,020,000円【1,017,125円】
2級	816,000円【813,700円】

※配偶者が老齢(障害)厚生年金の加給年金を受給している場合、配偶者の加給年金は停止されます。



子の加算が
つきます



受給者によって生計を維持されている子がいる場合には、その子が18歳になった年度の3月分まで、次の額が年金額に加算されます(子が1級または2級の障がいの状態にあるときは、20歳に達するまで加算されます)。

受給後に子が生まれた場合は、加算の届け出ができます。

※子の加算額よりも、児童扶養手当の金額が多い場合は、差額分が児童扶養手当から支給されます。

■子の加算額(令和6年度・年額)

子の人数	加算額(1人につき)
1人目・2人目	234,800円
3人目以降	78,300円

支給の制限など

次のいずれかに該当するときは、障害基礎年金の支給は停止されます。

- ①障がいとなった病気やけがで労働基準法による障害補償を併せて受けられるとき(6年間の支給停止)
- ②障がいの程度が軽くなり、2級にも該当しなくなったとき

また、初診日が20歳前の障害基礎年金は、受給者本人の所得が一定の額を超える場合や、日本国外に居住する場合などに支給が停止される場合があります。

■所得制限額(令和6年度)

	扶養親族等なし	扶養親族等1人	扶養親族等2人
全額停止	4,721,000円	5,101,000円	5,481,000円
2分の1支給停止	3,704,000円	4,084,000円	4,464,000円

※初診日が20歳以後にある障がいによる障害基礎年金を受けている方は、所得による制限はありません。

※令和3年9月分以前は、上記の所得制限額から10万円を減じた額により判定されます。

遺族基礎年金

▶ 請求先は15ページをご覧ください。

遺族基礎年金を受けられる方

遺族基礎年金は、国民年金に加入している方、または加入していた方が亡くなったとき、その方が以下のいずれかの受給条件を満たしている場合に、その方によって生計を維持されていた**子がいる配偶者**または**子**が受けられます。

※子～18歳に達する年度の末日までの子で、婚姻していない子
(1級または2級の障がいの状態にある子は、
20歳未満で婚姻していない子)

※**子**がいない配偶者は、遺族基礎年金を受けられません。



受給条件(亡くなった方の条件)

- ①被保険者、または60歳以上65歳未満の過去に被保険者であった方(国内に住んでいる方のみ)で、次のいずれかの保険料納付要件を満たすこと
・死亡日の前日において、死亡した月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、加入期間の3分の2以上あること。
・死亡日の前日において、死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納・滞納がないこと。
- ②老齢基礎年金を受けていたか、または受給資格期間を満たしていた方。
(受給資格期間が25年以上ある場合のみ)

※第1号および第3号被保険者の方が亡くなった場合でも、厚生年金や共済組合加入期間中に初診日がある傷病で、その初診日から5年以内に亡くなった場合、または、老齢厚生年金・退職共済年金の受給資格期間を満たしていた場合には、遺族厚生年金・遺族共済年金が受けられる場合がありますので、年金事務所(34ページ)または共済組合(35ページ)にお問い合わせください。

※夫が亡くなった当時胎児であった子が生まれたときは、年金額の改定の請求ができます。

加入者が亡くなったときのその他の年金など

遺族基礎年金が受けられない場合であっても、**寡婦年金**(25ページ)または**死亡一時金**(26ページ)を受けられる場合がありますのでご相談ください。

年金額

遺族基礎年金の年金額は定額で、次のとおりです

■配偶者が受けるとき(令和6年度)

【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

子の数	基本額	加算額	合計(年額)
1人	816,000円【813,700円】	234,800円	1,050,800円【1,048,500円】
2人	816,000円【813,700円】	469,600円	1,285,600円【1,283,300円】
3人	816,000円【813,700円】	547,900円	1,363,900円【1,361,600円】

※4人以上のときの加算額は、1人につき78,300円です。

■子が受けるとき(令和6年度)

子の数	基本額	加算額	合計(年額)
1人	816,000円	—	816,000円
2人	816,000円	234,800円	1,050,800円
3人	816,000円	313,100円	1,129,100円

※4人以上のときの加算額は、1人につき78,300円です。

支給停止

次のようなとき、遺族基礎年金の支給は停止されます。

- ①亡くなった方について、労働基準法による遺族補償が行われるとき(死亡日から6年間の支給停止)
- ②子に支給される場合、父または母が遺族基礎年金を受けられるとき、またはその子が親と生計を同じくしているとき(その間支給停止)

遺族基礎年金を受ける権利がなくなるとき

次のいずれかに該当したときは、遺族基礎年金を受ける権利がなくなります。

- ①父母と子が別生計となったとき(子は下記②～⑤に該当しなければ引き続き遺族基礎年金を受けられます)
- ②子が18歳になる年度の末日を過ぎたとき(子が1級または2級の障がいの状態にあるときは20歳になったとき)
- ③婚姻したとき(事実婚も含む。)
- ④養子となったとき(直系血族や直系姻族の養子となったときを除く。)
- ⑤離縁により亡くなった人との親族関係がなくなったとき

第1号被保険者のその他の年金など

▶ 請求先は15ページをご覧ください。

付加年金

付加保険料を納めていた方が老齢基礎年金を受給するときに、加算されて支給されます(5、18ページ)。

※付加保険料を納めていた場合でも、老齢以外の基礎年金を受給することになった場合は加算されません。

付加年金額(年額)

200円×付加保険料納付済月数

※物価の変動などによる増額、減額はありません。



寡婦年金

夫を亡くした妻が60歳から65歳になるまでの間に受けられる年金です。

次の全ての条件を満たす妻に限り受けられます。

- ①夫により生計が維持されていたこと
- ②10年以上継続して婚姻関係があること(事実婚を含む。)
- ③妻が65歳未満であること
- ④死亡した夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことがないこと
- ⑤死亡日の前日において、死亡した月の前月までの、夫の第1号被保険者(任意加入を含む。)としての保険料納付済期間と免除期間が合わせて10年以上あること

※妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は受けられません。

※他の年金と同時に受けることはできません。

※婚姻(事実婚を含む。)した場合は失権します。

年金額(年額)

夫の死亡日前日までの第1号被保険者(任意加入を含む) 期間から計算した老齢基礎年金額の4分の3(付加年金を除く。)



支給停止

次のようなとき、寡婦年金の支給は停止されます。

- ・死亡した夫について、労働基準法による遺族補償が行われるとき(死亡日から6年間の支給停止)

死亡一時金

次の全ての条件を満たす方の遺族に支給されます。

- ①死亡日の前日において、死亡した月の前月までの第1号被保険者(任意加入を含む。)としての保険料納付済期間が36カ月以上あること
 - ②老齢基礎年金を受けていないこと
 - ③障害基礎年金を受けていないこと
 - ④配偶者や子が遺族基礎年金を受けることができないこと
- ※妻が寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。

受給できる遺族

死亡一時金を受けられる遺族とは、亡くなった方と生計を同じくしていた次の方のいずれかです。

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

※受給の優先順位はこの順です。



■死亡一時金の額

保険料納付済期間	一時金の額
36カ月以上180カ月未満	120,000円
180カ月以上240カ月未満	145,000円
240カ月以上300カ月未満	170,000円
300カ月以上360カ月未満	220,000円
360カ月以上420カ月未満	270,000円
420カ月以上	320,000円

※付加保険料を36カ月以上納めていた場合は、8,500円が加算されます。

※保険料納付済期間には一部免除期間(減額された保険料を納めている期間のみ)も含まれます。

※死亡一時金の請求権は、死亡から2年を経過したときに時効により消滅します。

詳しくは区役所(裏表紙)または年金事務所(34ページ)にお問い合わせください。

特別障害給付金を受けられる方

特別障害給付金とは、国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられない障がいのある方を対象に給付金を支給する制度です。

障害基礎年金を受けることができない方で、次の全ての条件を満たす方に支給されます。

- ① 次のいずれかの理由で国民年金に任意加入していなかったときに初診日がある。
 - ・ 任意加入の対象となる学生であった（平成3年3月以前の期間）。
 - ・ 任意加入の対象となる厚生年金・共済組合加入者等の配偶者であった。（昭和61年3月以前の期間）

- ② 現在、障害基礎年金1級または2級に相当する障がいの状態にある。

※65歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります。

支給額

特別障害給付金の支給額は定額で、次のとおりです。

■ 支給額（令和6年度・月額）

障がいの程度	支給額
1級	55,350円
2級	44,280円

※本人の所得制限があります。

※老齢年金等を受けているときは支給が制限されます。

※特別障害給付金を受けると経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

請求先

お住まいの区の区役所年金係(裏表紙)で請求手続きを受け付けています。



日本国内に住所のある外国人の方は、日本と年金に関する協定を結んでいる外国の制度に加入している方を除いて、日本の年金制度に加入する必要があります。

厚生年金・共済組合に加入している方およびその被扶養配偶者の方を除き、20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者になりますので、お住まいの区の区役所年金係で国民年金に加入する手続きが必要です。

国民年金に加入している外国人の方は、将来、老齢基礎年金の受給資格が得られる場合があるほか、それぞれの受給要件を満たすと、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給することができます。

外国人の脱退一時金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が6カ月以上(または厚生年金の被保険者期間が6カ月以上)ある外国人の方が次の全てに該当する場合、一時金が支給されます。

- ① 老齢基礎年金などの受給資格期間を満たしていない。
- ② 障害基礎年金などの受給権を有したことがない。
- ③ 日本国内に住所を有していない。

※最後の被保険者資格喪失日から2年以内に請求する必要があります。

(被保険者喪失日に日本国内に住所を有していた方は、同日以後に初めて日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求が必要です。)

※日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間がある方は、一定の要件の下で年金加入期間を通算して、日本および協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなりますのでご注意ください。

脱退一時金の請求手続き

請求書を年金事務所から取り寄せ、住民票転出(予定)以降に日本年金機構へお送りください。なお、裁定請求書は日本年金機構のホームページ(33ページ)からダウンロードできます。

※住民票がある方は、出国時には忘れずに住民票の転出届を行ってください。詳しくは年金事務所にお問い合わせください(34ページ)。



年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。(令和元年10月から制度開始)

- ・給付金を受け取るには、年金を請求するときまたは給付金に該当するようになったときに年金事務所(34ページ)へ請求書の提出が必要です。
※第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金を受けている方、障害基礎年金を受けている方、遺族基礎年金を受けている方は区役所でも請求書を提出することができます。
- ・支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則として不要となります。
- ・給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- ・申請後は日本年金機構で審査が行われ、後日該当または不該当の通知が送付されます。
- ・支給が決定した場合、原則として請求の翌月からの支給となります。
- ・一度不該当になった方が再度要件に該当するようになった場合は、改めて請求手続きを行う必要があります。
- ・年金とは異なり原則として遡及して給付されません。
※年金事務所などから案内がなく制度を知らなかった場合でも、遡及して給付されませんので、ご注意ください。

(給付金額等は令和6年4月時点の金額です。)

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

支給要件

以下の支給要件を全て満たしている方が対象となります。

- ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。
- ②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下である。

給付額

5,310円(月額)を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出され、次の①と②の合計額となります。※¹

- ① 保険料納付済期間に基づく額(月額)
 $= 5,310円 \times \text{保険料納付済月数} / 480\text{カ月}$
- ② 保険料免除期間に基づく額(月額)
 $= 11,333円^{※2} \times \text{保険料免除月数} / 480\text{カ月}$

※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が778,900円を超え878,900円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 保険料全額免除、4分の3免除、半額免除期間は11,333円【11,301円】(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料4分の1免除期間は5,666円【5,650円】(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。【 】は昭和31年4月1日以前生まれの方の額。
毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

障害年金生活者支援給付金

支給要件

以下の支給要件を全て満たしている方が対象となります。

- ①障害基礎年金を受けている。
- ②前年の所得額が「4,721,000円+ 38万円[※]×扶養親族の数」以下である。
※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

障害等級により次のとおりです。

- 障害等級1級 **6,638円(月額)**(障害等級2級の1.25倍)
- 障害等級2級 **5,310円(月額)**

遺族年金生活者支援給付金

支給要件

以下の支給要件を全て満たしている方が対象となります。

- ①遺族基礎年金を受けている。
- ②前年の所得額が「4,721,000円+ 38万円[※]×扶養親族の数」以下である。
※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

- 5,310円(月額)**
ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

年金生活者支援給付金が支給されない場合

次のいずれかに該当したときは、給付金は支給されません。

- ①日本国内に住所がないとき
 - ②年金が全額支給停止のとき
 - ③刑事施設などに拘禁されているとき
 - ④支給要件を満たさなくなったとき
- ※①または③に該当したときは必ず届け出が必要です。